

「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に関する Q & A (ドローン関係者向け)

令和 2 年 1 月

【対象データに関して】

Q.1 ドローン利用（農薬散布、肥料散布、播種、センシング等）によって各種データを取得しているが、本ガイドラインに基づき対象となるデータとは具体的に何か。また、ドローンのセンシングで取得した農地情報（農地面積、作付作物等）も本ガイドラインの対象になるのか。

A 農業者がドローンを操縦してデータを生み出す場合の他、農業者がドローンを操縦しない場合であっても、ほ場のデータをとるためにドローンを利用するならば、本ガイドラインの対象と捉えるのが農業者のノウハウ保護の観点からは適切と考えます。なお、当該データに農業者の知見が何ら関与していないかどうかについては、本ガイドライン（p.69 脚注※1）に従い、事業者が慎重に判断することが望ましいです。

※ 1 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」データ利活用編（本文）
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-20.pdf>

Q.2 ドローン利用で得られたノウハウ（農薬散布方法、播種方法等）も本ガイドラインの対象になるのか。

A ほ場のデータをとるためにドローンを利用して得られたノウハウならば、本ガイドラインの対象と捉えるのが農業者のノウハウ保護の観点からは適切と考えます。

【対象者について】

Q.3 ドローン利用における本ガイドラインに基づき契約を行う対象者は誰か。

A ドローンリモートセンシング技術やドローンマッピング技術等のスマート農業技術を活用して取得したデータを保管することとなるシステムサービス提供事業者及び当該システムサービスを利用する農業関係者等（生産部会や協議会、普及指導員等を含む）が対象者となりうる考えます。

Q.4 農業者 A が所有するドローンを農業者 B が賃借して利用している場合、ベンダー（メーカー）は農業者 A、B どちらと契約を行うのか。

A 農業者 B が農業者 A のドローンを賃借して農業者 B のデータを取得し、システムサービスを利用する場合、そのサービス提供事業者と契約するのは、一般的には農業者 B となると考えますが、当事者間で同意の上、共同で契約することも可能であると考えます。

Q.5 複数の農業者が1台のドローンを共同で利用している場合、ベンダー（メーカー）は利用する農業者全員とそれぞれ契約を行うのか。

A 共通のドローンで全く同じシステムサービスを利用する場合、当該システムサービス提供事業者との契約は、それぞれで契約を行うことも、まとめて契約を行うことも、当事者間の同意が得られる範囲内で設定することは可能であると考えます。

Q.6 農業者がドローンを複数台利用している場合、農業者とベンダー（メーカー）は機体ごとに契約を行う必要があるのか、それともまとめて1つの契約でよいのか（仮に機体のメーカーが異なれば、農業者はメーカー毎にそれぞれ契約を行う必要があるのか）。

A 一般に、ベンダーやメーカーはそれぞれ独自の契約ひな形を有しており、事業者が異なれば、契約内容も異なるものと認識していますが、当事者間の同意により、1つの契約とすることが可能な場合もあると考えます。

Q.7 集落営農組織がドローンを利用している場合、ベンダー（メーカー）は誰と契約を行うのか。

A 当事者間で取り決めることが可能です。法人格を有しない任意組織の場合は代表者や事務局担当者を決めて、当該代表者又は事務局担当者との契約とすることも可能と認識しています。

【対象ケース】

Q.8 本ガイドラインに基づき契約を行う必要があるドローン利用時のケースを具体的に教えてほしい。

A 例えば、可変施肥や生育状況把握等のため、ドローンリモートセンシング技術やドローンマッピング技術等のスマート農業技術を活用して取得したデータを保管するシステムサービスが対象となります。

Q.9 国の補助事業を活用して事業実施主体がドローンを導入する際には、本ガイドラインにおけるどの分類の契約を行う必要があるのか。

A 契約類型は導入するシステムサービスにより異なり、

- ① 「データ創出型」、
- ② 「データ提供型」、
- ③ 「データ創出型」及び「データ提供型」の統合型

の3タイプに分けられます。「データ創出型」と「データ提供型」の見分けについて、複数の者が関与して新たにデータを創出する場合は「データ創出型」、データ提供者のみが契約締結前からデータを保持している場合は「データ提供型」です。

Q.10 国の補助事業を活用せずに自己資金で導入したドローンは、本ガイドラインに基づき、契約を行う必要があるのか。

A 農林水産省の補助事業等を活用しないで自己資金で導入する場合は本ガイドラインの要件化の対象外であるため、本ガイドラインに沿った契約内容とする必要はありません。

Q.11 ドローン利用時にドローンとサーバー間が繋がっておらず、単にリモコンで操作する場合は、本ガイドラインに基づき契約を行う必要はあるのか。

A 単にリモコン操作するだけで、システムサービス事業者のサーバーやクラウドにデータの送信が行われない場合は本ガイドラインの要件化の対象外であり、本ガイドラインに沿った契約内容とする必要はありません。

ドローンからサーバー等に直接送信しなくとも、ドローンで撮影した画像等のデータ等をPC等に取り込み、システムサービス提供事業者のクラウドやサーバーにアップロードする場合で、かつ、当該システムサービス提供事業者が受領したデータ等を保管するのであれば、本ガイドラインの要件化の対象となり、農林水産省の補助事業等を活用するならば、本ガイドラインに沿った契約内容とする必要があります。

Q.12 国の補助事業の活用の有無にかかわらず、農業者がリース会社等からリースして利用しているドローンは、本ガイドラインの契約の対象になるのか。

A リースについても農林水産省の補助事業等を活用する場合は、システムサービス提供者がデータを保管することとなるシステムサービスを利用しているのであれば対象です。

Q.13 J A等がドローンを利用した作業受託を行う場合、本ガイドラインの契約の対象になるのか。

A 例えば、データ等の取得が行われない農薬散布の場合のように、システムサービス提供者がデータを保管することとなるシステムサービスを利用していないのであれば対象外です。

Q.14 ベンダー（メーカー）が、既に自社で規程している「個人情報保護等の契約」を農業者と結んでいる場合においても、本ガイドラインによる契約を新たに結ぶ必要があるのか。

A 本ガイドラインの要件化は令和3年度から開始となるため、既に締結された契約について遡って適用されることはありません。令和3年度以降、新たに農林水産省の補助事業等を活用してドローンを導入する場合、データを保管するシステムサービスの契約について本ガイドラインに沿った内容としていただく必要があります。

【ガイドラインに関する一般的な質問】

Q.15 なぜ本ガイドラインに基づき契約を行う必要があるのか。

A 本ガイドラインはスマート農業の普及に不可欠なデータの利活用を促進するべく、農業者が安心してデータを提供できるよう、ノウハウの流出を防止する契約ひな形となっていると受け止めてもらえるような内容としています。

Q.16 契約することによる具体的なメリットを示してほしい。

A データが法的に保護されることは限定的であり、データの保護を契約等により適切に行わなければ、たとえば、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出するおそれがあります。また、契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータを対象とする契約で定めておくべき事項を本ガイドラインに示しておりますので、契約に当たり活用いただくことで、理解不足から生じるトラブル等を回避し、データや成果物等の関係者間の利用権限の範囲の設定を行う事が可能となります。

Q.17 契約書のひな形はあるのか。

A 契約のひな形はありますが、提供する製品・サービス等ごとに異なる内容（対象となるデータの範囲やデータの利用目的等）は、それぞれ取り決める必要があります。都道府県ごとに設置された知財総合支援窓口（INPIT）が契約の無料相談に応じていますのでお問い合わせください。

Q.18 契約期間はどの程度を想定しているのか。

A 契約期間は当事者間で取り決めていただいて構いませんが、例えば、農林水産省の補助事業等を活用する場合は、その補助事業等の契約期間と合致させるという考え方もあります。

Q.19 契約後に、もしデータ流出などが発生した場合はどうなるのか（罰則等はあるのか）。

A 損害賠償等の契約の中で当事者間で取り決めた内容に従って、対応が行われるものと認識しています。

Q.20 本件に関して質問がある場合の相談先について教えてほしい。

A お問合せ先は以下の通りです。

【農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインの要件化について】

農林水産省 知的財産課（電話：03-6738-6442）

【ノウハウ、データ、成果物の利用権限等を扱う契約、他の知的財産全般に関すること】

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）

知財総合支援窓口（電話：0570-082100（全国共通））※2

※2 47 都道府県すべてに相談窓口を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高い相談には定期的に専門家が対応するほか、相談内容に適した専門家が訪問して支援を実施しています。